

## 別添 8\_防犯・セキュリティの考え方

### <新庁舎のセキュリティレベル>

セキュリティレベル	対象	対応方法
5	サーバー室、耐火書庫等の重要諸室	特定の職員のみ出入りできることとし、入退時の扉の開閉を防犯設備で管理する。
4	資料等の保管室、職員用更衣室	職員のみ出入りできることとし、入退時の扉の開閉を防犯設備で管理する。
3	執務室等	職員のみが出入りできる。
2	相談室、会議室、応接室	職員または当該部分を使用する来庁者のみが入りできる
1	エントランスホール、通路・階段・エレベーター等の供用通行部分、市民利用スペース	誰もが自由に出入りできる
0	駐車場等の屋外部分	利用時間に関わらず、誰もが自由に利用できる

### <市庁舎の時間外、休日の管理>

- ・施設区分に応じた平日及び休日の開館時間は下表に示す通り  
(年末年始は全ての施設を閉鎖)

区分	開館時間	
	平日	休日
市役所、議会	8:45～17:30	閉鎖
市民交流スペース	8:45～17:30	9:00～18:00
駐車場	終日	